（操作マニュアル 01）

安全保障輸出管理の事前チェックリストの記入方法

海外からの訪問者及び外国人研究者・留学生の受入

※表内の朱記部分は、記載例です。

項目欄 ［文字数］	記載要領
① 提供技術又は輸出貨物の名称 ［60］	提供する技術が判明している場合は、提供する技術の名称等を記載する。 （例）該当な電子計算機の使用に必要な技術（取扱説明書） （例）水質調査データの解析用プログラム 提供する技術が確定していない場合は、提供予定の技術の名称若しくは内容を記載する。 （例）電離圏の研究に関する技術 （例）発光ダイオードの製造プロセスに関する技術 留学生・研究生の受入等の場合は、指導担当教員の研究テーマや専門分野等（留学生に提供が予想される研究テーマや技術内容）を記載する。 （例）乱流の統計的特性と拡散・混合に関する基礎研究 （例）葉緑体遺伝子の発現制御の研究 注）関連する貨物がある場合は、関連する貨物の名称必ず記載すること。上記の例ではアンダーライン部分が関連する貨物にあたる。貨物が該当する場合は、技術も該当する可能性が高くなるので注意すること。（貨物が非該当でも、技術は該当の場合もある）
② 提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など） ［120］	提供する技術が明確になっている場合は、技術資料やプログラムが特定できる資料番号やプログラムの管理番号等を記入する。 本学以外が作成した技術については、メーカー等を記載する。 （例）NEC製電子計算機（型番：PC2000）の取扱説明書 （例）ブログラム番号：ABC10010 提供技術が明確でない場合は以下のように記載してよい。なお、該非について、「該当」技術の提供が確定していない場合は、「みなし非該当」とし、その旨を記載する。 （例）上記に関連する技術（現時点では提供予定の技術は非該当） 該当技術を保有しており、提供する可能性が高い場合は、規制を受ける内容を記載する。 （例）該当な集積回路の設計技術
③ 該非判定をする際の根拠となる資料 ［120］	購入ソフトや購入した貨物の取扱説明書等の学外の作成技術については、作成メーカー等より該非判定書を入手し、該非判定内容が確認できる資料とともに添付する。 （例）メーカー判定書及び提供技術資料（添付） 本学で作成した技術については、本学（作成者）が自己判定書、パラメータシート、項目別対比表等（一般に技術の該非判定書という）により、該非判定の根拠を明確にし、該非判定内容が確認できる資料（提供する技術資料等の抜粋）とともに添付する。 （例）添付の項目別対比表による。 （例）添付の自己判定書（資料番号 Y101201）による。 提供技術が明確でない場合であって、「みなし非該当」とする場合は、以下のコメントをする。なお、必要に応じ、研究内容に関する概略資料を添付する。 （例）提供予定の技術は、上記（又は添付資料）の内容であり、外為令別表の 1～15 項で規制される技術ではない。 注）本学で該非判定書等を作成する場合は、輸出管理スーパーバイザーに事前相談し、事申請する前に確認を受けることが望ましい。

④ 仕向地(国名) ［60］	【訪問者の場合】訪問者の出身国(国籍)及び所属する機関のある国名をすべて記載する。 【留学生・研究生の場合】留学生等の出身国(国籍)及び留学時に所属あるいは派遣元の機関(大学等)のある国名をすべて記載する。 (例)韓国 (例)中国(出身国:ベトナム) 注)国名は原則として、日本語で記入する。
⑤ 技術提供先又は貨物輸出先名称 ［60］	【訪問者の場合】技術の提供先(組織名若しくは個人名)を記載する。提供先が個人の場合は、その個人の所属機関名も記載する。提供相手が複数の場合は、全てを記載する。 【留学生・研究生の場合】留学時に所属あるいは派遣元の機関(大学等)を記載する。 (例)サムスン電子 (例)哈爾濱工業大学
⑥ 需要者名称 ［60］	【訪問者の場合】訪問者名と所属する機関名を記載する。 (例)金　青石(サムソン電子) 【留学生・研究生の場合】留学生等の本人の氏名を記載する。なお、企業等からの派遣の場合、通常、技術は個人でなく派遣元に提供されることとなるため、派遣元企業名を併記する。 (例:個人の場合)Jyack　Beens (例:法人の場合)Jyack　Beens(▽▽電子) 注)個人の留学等の場合は、入国後6か月を過ぎると居住者となるが、共同開発契約に基づいて研究者等を受入れる場合、技術の提供は個人ではなく共同開発契約先のメーカーに対して行われると解釈されるため、入国後6か月を過ぎても居住書とならないので注意する。
⑦ 需要者所在地(任意) ［60］	【法人等からの場合】訪問者名の所属する機関の住所を記載する。 【個人の場合】訪問者等の住所を記載する。 規制品(許可が必要な技術又は貨物)の場合は、必ず記載する。この場合、許可申請時に記載する需要者の住所とする。 (例)Camino EL Observatorio 1515,Las Condes,Santiago,Chili 規制を受けない(非該当、該当であるが許可不要)の場合は、需要者(又は送り先)の都市名を記載することが望ましい。 (例)シカゴ(アメリカ)　、 (例)Irkutsk,RUSSIA 注)できるだけ、日本語(カナ)で記載する
⑧ 用途 ［120］	提供する技術の利用目的が解るように記載する。 【訪問者の場合】 訪問の目的や訪問結果より活用しようとして内容を記載する。 (例)大気圏観測の共同調査にあたり観測機器や方法の事前の打ち合わせを行うため。 【留学生・研究生の場合】 留学の目的若しくは留学生将来の活用方法等を入手した志願票等に基づいて記載する。 研究生の場合、所属する(派遣元)機関の様態から、製品の開発等の内容を具体的に記載する。 (例)文部科学省の国費留学生であり、博士後期課程に進学し、画像処理に関する研究を希望している。(専門知識の習得であり具体的な活用は未定) 注)軍事用途に利用されないことが添付資料、記載内容から明確に判断できない場合は、"疑義のある事案"の取り扱いとなり、取引審査票を起票し詳細のチェックを依頼するので注意して記載する。なお、懸念国や外国ユーザリスト掲載国からの留学生等の場合で、チェック記録を残すのが望ましいと判断した場合も、取引審査票の起票を依頼する場合がある。

＜記載にあったっての注意事項＞

○申請した文書は、少なくとも7年間保管され、経産省の立入検査に提示や閲覧されたり、トラブルの発生時に適正に輸出管理をしたことの証(あかし)として、提出する場合があります。したがって、事実に基づいて正確に記載してください。

＜記載事例１＞ 訪問者の例

技術の提供又は貨物の名称

電離圏の研究に関する技術

提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など）

上記に関する技術（名古屋大学）

該非判定をする際の根拠となる資料

電離圏の研究に関するもののであり、規制される特定の貨物に関する技術はない

仕向地（国名）

ロシア

技術提供先又は貨物輸出先名称

ロシア科学アカデミーシベリア支部太陽地球系物理学研究所

需要者名称

Dr.Vladimir Kurkin（ロシア科学アカデミー）

需要者所在地（任意）

イルクーツク（ロシア）

用途

太陽地球環境研究所とロシア太陽地球系物理学研究所の観測装置による電離圏の共同研究に関する打合せ

＜記載事例２＞ 留学生・研究生の例

技術の提供又は貨物の名称

葉緑体遺伝子の発現制御等の研究

提供技術又は輸出貨物の仕様等（メーカー、型番など）

上記に関する技術。なお、外為令別表の３の２項（1）項で規制される技術を含まない。

該非判定をする際の根拠となる資料

留学生の志願票及び研究テーマの概要を添付。

仕向地（国名）

中国

技術提供先又は貨物輸出先名称

哈爾濱工業大学

需要者名称

陳名大

需要者所在地（任意）

哈爾濱市（中国・竜江省）

用途

中国政府の国費留学生であり、博士後期課程への進学を希望している。葉緑体遺伝子の発現制御のメカニズムの解明（研究）を行う予定である。